

平成23年6月8日

都道府県別環境放射能水準調査の強化について

1. 概要

- 文部科学省では、本年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、福島第一及び第二原子力発電所に対し、原子力緊急事態宣言が宣言されたことを受け、翌12日以来、環境放射能水準調査による全国的モニタリングを強化して実施。(測定結果は毎日公表)
- 昨今の人々の生活空間と同じ地上1m高さの空間線量率の測定に対する期待に応えるべく、本日(8日)、従来のモニタリング項目に加え、可搬型サーベイメータを用いた空間線量率の測定を実施するよう、47都道府県に対し協力を依頼。

2. 今回追加する内容

可搬型サーベイメータを用いて、以下の地点の空間線量率を測定。

各自治体の既存モニタリングポストがある地点近傍での地上1m高さ(1日1回報告)

各自治体内の広域なエリアを対象とした地上1m高さ(各自治体による結果取りまとめの都度報告。特に、周囲に比べて値が高い地点については継続して測定。)

上記 については、各自治体における可搬型サーベイメータの用意が整い次第順次開始。

上記 については、各自治体ニーズに応じた地点選定等の事前準備が整い次第順次開始。

測定に当たっては、標準的な方法を定め、可能な限り統一して実施。

(参考)従来のモニタリング項目

空間線量率：モニタリングポストの1時間ごとの測定値、1日1回報告

定時降下物：毎日24時間採取、可能な限り1日1回報告

上水(蛇口水)：毎日採取、可能な限り1日1回報告

3. 周知方法

各自治体から報告のあったモニタリング結果については、文部科学省において、速やかに公表する。